

茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝及び樹木等の病害虫の防除等に用いられる農薬の安全かつ適正な使用を確保するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第1条の2第1項に規定する農薬（同条第2項の規定により農薬とみなされる天敵を含む。）をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に開設されたゴルフ場を経営し、又は管理運営している者（ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。）をいう。

(登録農薬、特定農薬の使用)

第3条 事業者は、芝、樹木、その他ゴルフ場の敷地内における植物（以下「芝等」という。）を害する病害虫等の防除並びに芝等の生理機能の増進又は抑制（以下「病害虫の防除等」という。）を目的として農薬を使用しようとするときは、法第2条及び第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬、若しくはその原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を使用するものとする。

(農薬表示事項、遵守すべき使用基準の遵守)

第4条 事業者は、農薬を貯蔵し、又は使用しようとするときは、法第7条の規定に基づき表示された登録農薬に係る適用病害虫の範囲、使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項及び法第12条の規定に基づく使用者が遵守すべき使用基準を遵守するものとする。

(農薬使用の削減)

第5条 事業者は、芝等の管理に当たっては、農薬の使用を必要最小限にとどめるため、次の各号に掲げる事項に従って、農薬の使用の削減を図るものとする。

- (1) 病害虫の防除等に対し、効果的に使用すること。
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物又は劇物に該当する農薬の使用は避けること。ただし、樹木に樹幹注入により農薬を使用する場合はこの限りでない。
- (3) 法第12条の2第1項の規定により指定された水質汚濁性農薬は使用しない。
- (4) グリーン及びティーイングエリアの除草は、手作業で行うこと。
- (5) フェアウェー及びラフの除草については、できる限り除草剤を使用しないこと。

(被害の防止)

第6条 事業者は、農薬を使用しようとするときは、気象、地形等の環境条件を十分考慮

し、農薬使用者並びにゴルフ場の従業員及び利用者、周辺住民、周辺河川等に被害を及ぼさないよう防止対策に努めるものとする。

(農薬使用管理責任者)

第7条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用並びに適正な保管管理のために、農薬使用管理責任者を置き、農薬使用管理責任者設置届（様式第1号）により、市町村長及び農林事務所長を経由し、知事に届け出るものとする。農薬使用管理責任者を変更したときも同様とする。

(農薬使用予定計画書の提出)

第8条 事業者は、毎年2月末日までに翌年度の農薬の使用予定について農薬使用予定計画書（様式第2号）を市町村長及び農林事務所長を経由し、知事に提出するものとする。

2 事業者は、前項の計画を変更しようとするときは、速やかに農薬使用予定計画変更届（様式第3号）を市町村長及び農林事務所長を経由し、知事に提出するものとする。

(農薬使用状況の報告)

第9条 事業者は、毎年5月末日までに前年度の農薬の使用状況について農薬使用状況報告書（様式第4号）により市町村長及び農林事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

(農薬の購入)

第10条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第8条の規定による届出を行った農薬販売者から購入するものとする。但し、特定農薬の原材料を購入しようとするときはこの限りではない。

(農薬の保管管理等)

第11条 事業者は、農薬の保管管理に当たっては、鍵のかかる場所に保管する等適正な保管管理を行うものとする。

2 農薬使用管理責任者は、農薬の受払簿・使用記録簿（様式第5号）を備えて農薬の購入量・使用量・在庫量及び使用の状況等について把握しておくものとする。

3 前項の農薬の受払簿・使用記録簿は、3年間保存しておくものとする。

(農薬安全使用研修会等への参加)

第12条 事業者は、農薬使用管理責任者等の関係者の資質向上を図るため、知事が行う農薬安全使用研修会等に関係者を参加させるものとする。

(水質監視等)

第13条 事業者は、ゴルフ場の調整池等に魚類を飼育すること等により水質を常時監視するほか、ゴルフ場からの排水等の色相及び臭気並びに周辺の動植物の異常の有無について、常に注意を払うものとする。

2 事業者は、前項の水質監視等により、異常が認められたときは、直ちに、ゴルフ場の所在地の市町村長及び農林事務所長並びに環境政策課県央環境保全室長又は県民センタ

一長に報告するとともに、原因について調査し環境保全のために必要な対策を講ずるものとする。

(排水水の自主管理目標)

第14条 事業者は、ゴルフ場周辺の公共用水域における良好な水質を確保するため、知事が別に定める「排水水の自主管理目標値」を超えないように、排水水の適切な管理に努めるものとする。

(水質測定の実施等)

第15条 事業者は、ゴルフ場において使用される農薬について、排水水等の水質の測定を原則として春期及び秋期にそれぞれ1回以上実施するものとする。

2 事業者は、前項の水質の測定を実施するため、毎年2月末日までに翌年度の水質測定計画書(様式第6号)を、ゴルフ場が所在する市町村の長を経由し、知事に提出するものとする。この場合において、市町村の長は、当該市町村を所管する環境政策課県央環境保全室長又は県民センター長を経由し、知事に提出するものとする。

3 事業者は、前項の計画を変更しようとするときは、速やかに水質測定計画変更届(様式第7号)を、ゴルフ場が所在する市町村の長を経由し、知事に提出するものとする。この場合において、市町村の長は、当該市町村を所管する環境政策課県央環境保全室長又は県民センター長を経由し、知事に提出するものとする。

(水質測定の結果の報告)

第16条 事業者は、前条第2項の計画に基づき水質の測定を実施するものとし、その結果を水質測定報告書(様式第8号)により、速やかに、ゴルフ場が所在する市町村の長を経由し、知事に提出するものとする。この場合において、市町村の長は、当該市町村を所管する環境政策課県央環境保全室長又は県民センター長を経由し、知事に提出するものとする。

2 事業者は、水質の測定の結果を水質測定記録表(様式第9号)に記録し、3年間保存するものとする。

(農薬使用等に関する協定の締結の協議)

第17条 事業者は、ゴルフ場の所在する市町村長からゴルフ場の農薬使用等に関する協定の締結についての協議の要請があったときには、速やかに、これに応ずるものとする。

(市町村との連携)

第18条 知事は、必要に応じ市町村長に対し、農薬に関する資料を提供する等市町村との連携に配慮するものとする。

(勧告)

第19条 知事は、事業者が農薬の安全かつ適正な使用並びに適正な保管管理並びに適正な水質測定等をしていないと認めるときは、当該事業者に対しその改善を指導し、又は勧告することができる。

(立入調査への協力)

第20条 事業者は、知事がゴルフ場への立入調査を必要と認めるときは、その調査に協力しなければならない。

(公表)

第21条 知事は、事業者が第19条に規定する勧告に従わないとき又は前条の立入調査に協力しなかったときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(委任)

第22条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成 元年 4月 1日から施行する。

平成 2年 6月 1日改正。

平成12年 4月 1日改正。

平成14年 5月 2日改正。

平成15年 3月10日改正。

平成15年12月 5日改正。

平成20年 9月17日改正。

平成23年 5月17日改正。

平成25年 2月 1日改正。

平成25年 9月 9日改正。

平成29年 9月22日改正。

令和 4年 3月10日改正